

令和4年度 第1回商工業振興委員会 議事録

日時：令和4年11月25日（金）13:30～

場所：伊丹市立労働福祉会館 2階 多目的室1

・出席者

明石委員、田中委員、椿野委員、中川委員、林委員、大西委員、川上委員、北原委員、藤本委員
（南山委員、山田委員、石橋委員欠席）

・議題

伊丹市企業立地支援条例の施行状況の検討について

・議事の要旨

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議題

伊丹市企業立地支援条例の施行状況の検討について

《資料》

【資料1】伊丹市企業立地支援制度の見直しの検討について

【資料2】参考資料

【資料3】他市町制度比較表

【資料4-1】伊丹市企業立地支援条例の施行状況の検討についてのアンケート結果報告書
（制度活用実績なし）

【資料4-2】伊丹市企業立地支援条例の施行状況の検討についてのアンケート結果報告書
（制度活用実績あり）

【参考①】伊丹市企業立地支援制度チラシ

【参考②】伊丹市企業立地支援条例の施行状況の検討について（諮問）

《主な意見等》

【委員】

令和4年度から投資意欲が増えてきているということだが、どのような業種で特に投資意欲が増えているのか。

→【事務局】

当市が実施したアンケート結果では、投資計画について実施予定あり、もしくは現段階で具体的な予定はないが実施意思ありのうち、金属製品製造業（全体の20%）が最も多かった。

【委員】

対象業種に情報通信業が挙げられているが、この業種でも制度利用があるのか。また情報通信業を対象業種としている意図は。

→【事務局】

現段階では製造業のみ制度を利用している。情報通信業を対象としているのは、製造業を後押しするような情報通信業の事業者にも利用してもらおうという意図。

【委員】

平成 29 年度の改正で面積要件の撤廃、小規模企業者の区分を設けることで効果があったとのことだが、この改正をしなければ支援を受けることができなかった件数はどれくらいあるのか。

→ **【事務局】**

新制度で認定した 17 件のうち 5 件が新制度の改正により支援ができた件数となっている。

【委員】

アンケート結果で最も課題として多かったのが「人材確保」であったが、市として何か新たな支援制度を実施する予定はないか。

→ **【事務局】**

従業者への支援は現在も継続的に取り組んでおり、国の制度などを踏まえ、様々な支援策に取り組んでいるため、新たに企業立地支援条例で支援を実施するのではなく、今後も国の制度等を活用しながら継続して支援していきたいと考えている。

【委員】

市内で土地がない中で、企業誘致は難しいと思うが、それに対して市はどのように考えているか。

【委員】

アンケート結果の中で土地の区画を統合するような制度等を希望するような声があったが、他の所属をまたぐような声に対して市はできることはあるか。

→ **【事務局】**

主に市内の製造業を対象として事業所訪問をしている職員がおり、万一空き土地を探しているというような情報があれば、訪問によって収集した土地の情報等をもとに情報提供をしたり、他には兵庫県で事業者の投資をサポートする機関があり、当該機関へつなぐ等、可能な限り情報提供に努めており、今後も継続して情報提供に努める。また市としてできる限りの支援は他課とも共有しながら実施していきたい。

【委員】

企業立地支援制度において、制度利用件数等の目標値はあるか。また令和 3 年度の実績はどうだったのか。

→ **【事務局】**

本市で事業の進捗状況を図る行政評価という取り組みがありその中で企業立地計画の認定件数の指標がある。令和 3 年度から 4 か年の計画で、令和 3 年度、4 年度は 3 件ずつ、令和 5 年度、6 年度は 4 件ずつ認定するように市として取り組みを実施していきたいと考えている。実績として、おそらくコロナ禍の投資控えの影響により令和 3 年度は 0 件、令和 4 年度は現段階で 1 件を認定している。

【委員】

伊丹市は空港に近いが流通を支援するような内容となっていない。また空き地をもっと利用できるようにし、さらに工業団地を増やしていけるような制度にできないのか。

→ **【事務局】**

制度としては主に工業地域や準工業地域に工場を立地していただくことを主眼にした制度となっているので、今後もこのような地域の立地を支援していきたい。

制度としては、貸工場等新設奨励金と事業用地提供奨励金という制度を設けており、こちらは土地所有者が事業用の土地として提供していただいたら支援するという制度であ

る。今後も土地を工場等の土地として活用していただけるように支援していきたい。

→【事務局】

伊丹市の企業立地の支援は、基本的には、他市のように工業団地を整理して誘致していくという方向性ではない。

住環境も整備され、なおかつ企業立地も進め、都市農業の振興もすすめ、それぞれの分野でバランスの取れた街づくりを進めていく必要がある。例えば土地の利用について、狭い土地の場合は、そのまま空地にならないように限られた土地への誘致を実施し、企業の活性化を図る必要があると考えている。可能な範囲で充実した支援をしていきたいと考えており、面積要件の撤廃等で空港の利便性等も勘案して企業を誘致することを目指したいと考えている。

【委員】

最近では工場のイメージも変わってきており、非製造業も工場の中に入ってきている。新しい支援の形も検討してはどうか。

→【事務局】

単純な設備導入補助だけではなく先端設備を導入し、業務効率化や人の配置転換ができるなど、製造業の投資も様々なジャンルがあると考えている。日々企業訪問等を行う中で企業の実情をとらえ、今後もそのような中で支援内容について検討していきたいと考えている。

【委員】

伊丹市内から市外へ出ていかないような政策が必要ではないか。新庁舎でも実施しているような、免震対策に対して補助するようにすれば市内に留まってもらえるのではないか。

→【事務局】

企業に留置してもらおうための方策は色々な手法が考えられるが、企業立地支援制度を活用した事業者は、現状すべての事業者が伊丹市に留置しており、留置のために有効な制度であると考えている。

働く場所が近くにあるということも非常に大事だと考えている方も多くおり、市としてはどのような方策で企業を支援し市内に留置していただくかは今後も様々な企業の意見を伺いながら引き続き検討していきたい。

またSDGsの観点からも持続可能な事業経営、生活をしていくかということは重要なことであるため、住みやすい環境を継続して取り組んでいくべきものであると考えている。

【委員】

先進的な企業に対する支援という項目があるが、企業立地支援制度の中でグリーンやデジタルの支援をする必要はないと思うが、市として支援を取り組むとなった場合はどこの所管が実施するのか。

→【事務局】

市として実施する方向になれば、グリーンに特化した所属等もあり、事業内容に適した所管が実施することになる。

【委員】

製造業については、工業地域、準工業地域が対象となっているが、当該地域にどの程度の比率で製造業が立地しているのかを把握する必要がある。今のままでは土地がないということであれば、支援内容を見直していく必要がある。

平成29年度の改正で小規模企業者の要件を設けることで、小規模企業者への支援の成果は上がった。また事業者へのアンケート結果において、支援制度の活用実績のない事業者は金

額的要件が適合しないという声も多くあったため、金額要件を更に緩和し成果を更に上げるのか、市としての考えは。

→【事務局】

用途地域の建物などから、準工業地域、工業地域において大部分は製造業等を含めた工場が立地している。その中で、土地は余っているところが少ないという状況ではあるが現在ある土地の中で、例えば建て替えなどをして操業を継続していくというのも企業立地支援制度の目標の一つである。

企業立地支援制度の活用実績のない事業所に対するアンケート結果の投資予定の回答内容に関して、企業立地支援制度の利用ができないような償却資産の投資であれば、現状では企業立地支援制度と同等の支援内容である国の先端設備の計画の制度の利用が可能であり、企業立地支援制度の要件を満たさなくとも別制度でカバーが可能のため、敢えて企業立地支援制度の金額要件を大きく見直す必要はないものと考えている。

【委員】

事業者に対して支援制度を案内する際、他部署での支援も含めて総合的に支援制度を案内すべきではないか。

→【事務局】

産業振興センターに産業支援活動推進員という職員がおり、日常的に企業訪問を行っている。その訪問の中で、国や県の補助金や他部署の補助金等を紹介している。今後もこの活動を通じて企業立地支援制度に限らず、どのような制度を利用すれば最も有利な条件で操業が継続できるかということについては、検討しながら支援を継続していきたい。

【委員】

コロナ禍後の様子も見ながら当面の5年間はこの制度を続けるという意見が多かった。最終的には、本市の企業立地支援制度だけではなく、毎年国から新しく支援制度が創設されており、そのような制度も適宜周知しながら、今後も中小企業に対する支援を充実させていくということを前提に、現行の企業立地支援制度は次の5年間は現行制度のままでよろしいのではないかという審議の結果になった。

4. 閉会

署名

中川 健治

川上 隆史